

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	33 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	12 件

神奈川県国民年金 事案 1996

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 38 年 3 月まで

私の実家は明治時代から現在地で青果業を営んでおり、私も高校を卒業してから姉と共に実家を手伝ってきた。国民年金の加入手続は、姉弟ともに母親が行ってくれている。申立期間当時の国民年金保険料は、父親か母親が納付してくれており、姉弟はすべて納付済みとされているのに私の分の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、申立人の父親か母親が納付してくれていたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日からみて、申立人が昭和 38 年 2 月に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立人の二人の弟のうちの一は、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料を 41 年 4 月に、別の一人は、44 年 1 月から 45 年 3 月までの保険料を 46 年 3 月に納付していることが確認できることから、申立人の保険料も国民年金加入手続後に、申立人の父親か母親がさかのぼって納付したと考えても特段不自然ではない。

さらに、申立人の母親と姉は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入して、加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人も申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1997

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 43 年 4 月から 45 年 12 月までの期間、46 年 4 月から同年 12 月までの期間、47 年 4 月から 49 年 12 月までの期間及び 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 45 年 12 月まで
② 昭和 46 年 4 月から同年 12 月まで
③ 昭和 47 年 4 月から 49 年 12 月まで
④ 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

母親に国民年金の加入を勧められたので、自分で加入手続を行い、私が、夫の分も併せて二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。当初、青味のあるグレーのような色の国民年金手帳を所持していたが、その後、オレンジ色の手帳に切り替わった。保険料を集金人に納付すると領収書を渡されていたが、年金手帳に印鑑のようなものを押印していた時期もあったと思う。夫が保険料を納付している期間は、必ず私の分の保険料も納付しているはずであるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫の分も併せて二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、申立期間の夫の保険料は納付済みであり、申立人が申立期間当時居住していたとする市では、集金人による保険料の徴収が行われていたことが確認できる。

また、申立人には、昭和 51 年 4 月ごろに払い出された国民年金手帳記号番号のほか、別の手帳記号番号が、申立人の夫と連番で昭和 42 年 9 月に払い出されているが、その別の手帳記号番号は、旧姓で払い出されている上、申立期間当時、申立人が被用者年金制度に加入していた形跡が無いにもかかわらず

らず、その後抹消されており、かつ、51年4月ごろに払い出されていた手帳記号番号についても、誤った氏名で払い出されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、国民年金加入を勧めたとする申立人の母親は、国民年金制度準備期間中の昭和35年10月に加入し、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1998

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月
② 昭和41年3月

私は、結婚を契機に、昭和39年11月ごろに区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、私は、いつも夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その夫の申立期間①及び②の保険料は納付済みとされている。

また、申立人が、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとするその夫の保険料の納付記録によると、第1回特例納付実施期間中に申立期間①及び②を含む昭和41年1月から同年3月までの保険料が納付済みとされている一方、申立人及びその夫の特殊台帳では、同じく第1回特例納付実施期間中の45年7月に同年4月から同年6月までの保険料が納付済みとされており、納付時期からみると現年度納付であるにもかかわらず、記録上、過年度納付されたこととされているなど、この当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間①及び②は共に1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私は、隣の店の夫婦が国民年金に加入していることを知り、私と妻も国民年金の加入手続を行ったと思う。私か妻のどちらかが、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月店に来た集金人に納付した。国民年金に加入してから数年後、未納である期間の保険料をまとめて納付すると皆と同じようになると集金人に言われたため、私か妻が夫婦二人分の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和42年分の所得税の確定申告書の写しを所持しており、その社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料額は、42年中に現年度納付が可能な41年4月から42年9月までの夫婦二人分の保険料額と一致していることから、申立人夫婦は、42年当時、夫婦二人分の保険料を納付していたものと認められる。

また、昭和42年分の所得税の確定申告書を含め、現在まで引き続き申立人の確定申告書を作成しているとする税理士は、社会保険料控除額については、必ず年金手帳の検認印を確認していたため、43年分以降の所得税の確定申告においても国民年金保険料を社会保険料控除として申告していたはずであると証言しており、以上のことを考え併せると、申立人夫婦が、41年4月以降、夫婦二人分の保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

2 一方、昭和41年3月以前の申立期間については、前述の税理士の証言等

からも、申立人夫婦が国民年金保険料を納付していたことは推認できず、申立人夫婦が国民年金へ加入する契機となった隣の店の夫婦の国民年金保険料の納付は、40年5月から始まっていることから、申立人夫婦が、申立期間当初から保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立人が申立期間のうち昭和36年4月から41年3月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年3月まで

私は、隣の店の夫婦が国民年金に加入していることを知り、私と夫も国民年金の加入手続を行ったと思う。私か夫のどちらかが、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月店に来た集金人に納付した。国民年金に加入してから数年後、未納である期間の保険料をまとめて納付すると皆と同じようになると集金人に言われたため、私か夫が夫婦二人分の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和42年分の所得税の確定申告書の写しを所持しており、その社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料額は、42年中に現年度納付が可能な41年4月から42年9月までの夫婦二人分の保険料額と一致していることから、申立人夫婦は、42年当時、夫婦二人分の保険料を納付していたものと認められる。

また、昭和42年分の所得税の確定申告書を含め、現在まで引き続き申立人の夫の確定申告書を作成しているとする税理士は、社会保険料控除額については、必ず年金手帳の検認印を確認していたため、43年分以降の所得税の確定申告においても国民年金保険料を社会保険料控除として申告していたはずであると証言しており、以上のことを考え併せると、申立人夫婦が、41年4月以降、夫婦二人分の保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、国民年金に加入してから数年後、夫婦二人分の保険料をまとめて納付したはずであると主張しているところ、特殊台帳によれ

ば、申立人の夫は、昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料を第 2 回特例納付により納付していることが確認でき、申立人が、夫婦二人分の保険料として納付したとする金額も当時納付した場合の特例納付の金額とおおむね一致していることから、申立人が夫婦二人分の保険料をまとめて納付したとの申立内容に特段不合理な点はみられない。

2 一方、昭和 41 年 3 月以前の申立期間については、前述の税理士の証言等からも、申立人夫婦が国民年金保険料を納付していたことは推認できず、申立人夫婦が国民年金へ加入する契機となった隣の店の夫婦の国民年金保険料の納付は、40 年 5 月から始まっていることから、申立人夫婦が、申立期間当初から保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立人が申立期間のうち昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から45年3月まで

私の母親は、私が勤務先の会社を退職した昭和37年12月に私の国民年金の加入手続を行った。その後、母親は、私が結婚した数年後の昭和45年3月までの期間について、市役所で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人の母親が、昭和37年12月に申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立時には、結婚後の氏名で45年8月に払い出されていたもののみしか確認できなかったが、その後、40年1月から同年3月までの間に申立人の旧姓で払い出され、かつ、その被保険者記録に記載されている生年月日及び住所は申立人のものと一致していることから、申立人のものと考えられる別の国民年金手帳記号番号が存在していることが判明した。

また、この申立人のものと推認できる国民年金手帳記号番号に該当する社会保険庁のオンライン記録によると、国民年金被保険者の資格取得時期が昭和39年1月とされており、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行っておきながら、資格取得時期である同年1月以降一度も保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 しかしながら、申立人は、申立人の母親が、市役所で申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、前述の国民年金手帳記号番号は昭和40年1月から同年3月までの間に払い出されており、その時点で

は、申立期間のうち、39年1月から同年3月までの保険料については、過年度納付によるほかないが、申立人の母親が、当時居住していた市では、過年度保険料を納付することができなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立人の母親が、申立人が結婚する前に居住していた市で申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、昭和41年6月に結婚しており、前述の申立人と思われる者の国民年金被保険者索引票によっても、結婚のため、同年6月に別の区へ転居していることが確認できることから、申立期間のうち、同年7月から45年3月までの期間について、保険料を納付していたと推認することはできない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から41年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2002

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 40 年 3 月まで

私は、15 歳から家業の手伝いを始めた。母親からは、私が 20 歳になった時に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納付していたと聞かされていた。国民年金保険料は町内会長が自宅に集金に来ていたことをはっきりと覚えている。母親からは、当時同居していた母親と次兄、私の 3 人分の保険料を納付していたと聞かされていた。母親と次兄の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間の私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、申立人の母親、次兄、申立人の国民年金保険料を集金人に納付していたことを記憶していると主張しているところ、申立期間の申立人の母親と次兄の保険料は納付済みとなっており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人及び申立人の母親の国民年金手帳記号番号については、昭和 40 年 3 月に結婚し申立人と同居を開始した次兄の妻の分とともに、41 年 9 月 2 日に 3 人分が払い出されたことが確認できる。申立人の母親については、昭和 36 年 4 月から国民年金保険料が納付済みになっており未納期間がないことから、特例納付を利用したことが推認されるが、申立人の母親が自らの国民年金保険料のみを納付し、申立人の保険料を納付していないとは考え難い。

さらに、申立人と申立人の次兄の妻の国民年金保険料は国民年金手帳記号

番号の払出日からさかのぼって時効が完成する前の2年分ではなく、17 か月分が納付済みになっているなど、保険料の収納状況も自然とは言えず、行政側の記録管理に不備があった可能性がある。

加えて、申立人は昭和39年8月に発行された生命保険料の領収証を保管しているが、申立人は、この生命保険は申立人に国民年金の加入を勧めた町内会長から勧められて加入したものであり、生命保険料の領収証を受け取った同じ日に、国民年金保険料の集金が行われ、自分の保険料が集金されたことを鮮明に記憶しており、申立内容に不自然さはみられない。

その上、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、昭和61年4月以降は付加保険料を納付するなど保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2003

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から同年9月まで

私は、夫や友人に勧められて国民年金に任意加入し、その後、区役所の出張所で3か月ごとに国民年金保険料を納付していた。一度も納付期日に遅れたことがなく、督促状が届いたこともないことから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、区役所の出張所で3か月ごとに国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、保険料を納付した際の状況について鮮明に記憶しているとともに、申立期間当時、申立人が述べる区役所の出張所において保険料の徴収業務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は任意加入中、かつ、3か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入以降、申立期間を除き国民年金保険料を完納しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 39 年 2 月まで

私の母親は、私が 20 歳になった昭和 37 年 1 月ごろに私の国民年金の加入手続きを行い、その後、私が結婚するまでの間、自宅に来ていた集金人に、私の国民年金保険料を納付していた。母親は、申立期間当時、町内会の役員として、国民年金の勧誘業務を手伝っており、「他人に加入を勧めるには、まず自分の娘（申立人）からと思い、加入させたのよ。」と言っていたのを記憶している。母親の性格から判断して、集金人に来てもらっていて保険料を納付しなかったとは考えられず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 2 月までの期間について、申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、その後、申立人が結婚するまでの間、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から、38 年 9 月ごろに加入手続きが行われていたことが推認でき、かつ、同期間の保険料は、現年度保険料として、集金人に納付することが可能であることから、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行っておきながら、同期間の保険料を一度も納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間の保険料が納付済みとされている。

2 一方、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月までの期間につい

て、申立人は、申立人の母親が、37年1月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は38年9月ごろに払い出されていることから、申立内容と合致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち、昭和37年1月から38年3月までの期間の保険料は過年度納付によるほかないが、申立人が、その当時居住していた区では、集金人に過年度保険料を納付できなかったことが確認できる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2005

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

私の妻は、申立期間当時、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。私の国民年金手帳には申立期間の検認印が押印されていないが、私は、申立期間当時、国民年金手帳を市役所に一時預けていたので、保険料が未納とされていることに気付かなかった。申立期間の国民年金保険料については未納が無いように納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間当時の国民年金保険料を集金人に納付し、国民年金手帳を市役所に一時預けていたと主張しているところ、申立人が申立期間当時居住していた市では、集金人制度が存在していたこと、及び国民年金手帳を一時預かっていたことなどが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は 1 回、かつ、12 か月と短期間であるとともに、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人及びその妻の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2006

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、申立期間当時、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。私の国民年金手帳には申立期間の検認印が押印されていないが、私は、申立期間当時、国民年金手帳を市役所に一時預けていたので、保険料が未納とされていることに気付かなかった。申立期間の国民年金保険料については未納が無いように納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料を集金人に納付し、国民年金手帳を市役所に一時預けていたと主張しているところ、申立人が申立期間当時居住していた市では、集金人制度が存在していたこと、及び国民年金手帳を一時預かっていたことなどが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は 1 回、かつ、12 か月と短期間であるとともに、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2007

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 6 月まで

私は、昭和 36 年 2 月ごろ、区役所の職員が国民年金制度について説明に来たのを契機に、国民年金に任意加入した。

国民年金保険料は、国民年金に加入した当初は区役所の窓口で納付していた。その後、時期は憶えていないが、自宅に来た区役所の職員に納付するようになった。その際、国民年金手帳に検認印を押された。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 2 月ごろ、区役所の職員が国民年金制度について説明に来たのを契機に、国民年金に任意加入したと主張しているところ、申立人が居住していた市では、昭和 35 年度当時、個別訪問による国民年金の加入勧奨を実施していたことが確認できる。

また、申立人が昭和 36 年 2 月から 38 年 6 月まで加入していた国民年金の記録が、申立人の名前を誤ったまま社会保険庁オンラインシステムに入力され、申立人の年金記録に未統合となっていた（平成 20 年 7 月に社会保険事務所において判明したもので、その後、統合処理済みである。）ことから、行政側の記録管理に不手際が認められる。

さらに、申立期間は、申立人が昭和 36 年 2 月に国民年金への任意加入手続を行った直後の期間であり、本来、加入しない限り保険料納付の義務が無い任意加入対象者が、加入手続を行いながら、その後一度も保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2008

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年9月まで

私は、国民年金制度が始まった昭和36年4月から国民年金に任意加入し、その後、転居するまで自宅近くの小学校で国民年金保険料を納めていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ、12か月と短期間である。

申立人は、自宅近くの小学校で国民年金の加入手続きを行い、その後も小学校で国民年金保険料を納めていたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、申立期間当時、小学校で国民年金の加入手続き及び保険料の集合徴収が行われていたことが確認でき、申立内容には特段不合理な点は認められない。

また、社会保険庁のオンライン記録は、申立期間直前の昭和36年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料が当初未納とされていたが、申立人の国民年金被保険者台帳によって納付していたことが確認され、平成20年に納付済みに訂正されていることから、この期間に近接する申立期間についても行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、国民年金制度創設当初から国民年金に任意加入していることから、申立期間当時は、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2009

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 3 月か同年 4 月ごろだったと思うが、家の前で子供を抱いてひなたぼっこをしていたら、市役所から来たと思われる年輩の男性から声を掛けられ、国民年金の説明を受けた。国民年金については何の知識もなかったが、将来のことを考えて加入することにした。加入後、2 か月か 3 か月おきに集金人が来ていたように思う。

申立期間の国民年金保険料は集金人に未納がないように納付していたはずなのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人に 2 か月か 3 か月おきに国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人の居住していた市では集金人制度が存在し、保険料を 3 か月に一度集金していたことが確認できる。

また、申立人の所持する国民年金手帳では、申立人は昭和 39 年 4 月に国民年金被保険者資格を強制加入により取得したとされているが、当時は、申立人は 20 歳でもなく、それ以前に厚生年金保険等に加入した形跡も無いことから、39 年 4 月に資格取得した理由が不明であり、かつ、当時は申立人の夫は厚生年金被保険者であり、本来、申立人は任意加入者でありながら、強制加入者とされているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間は 1 回、かつ、12 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っていたことが確認できることなどか

ら、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月及び同年3月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月及び同年3月

私は、昭和51年2月に国民年金の任意加入手続を行った。同年7月には付加年金に加入し、その後、一度も忘れることなく、国民年金保険料と一緒に付加保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後は、国民年金保険料を納付し続けている上、付加年金に加入後は、付加保険料も併せて納付していたと主張しているところ、申立期間は国民年金に任意加入中の期間であり、申立人は、国民年金に任意加入してから第3号被保険者となるまでの間、申立期間を除き保険料を完納していることや、付加年金に加入してからも、第3号被保険者となるまでの間、申立期間を除き付加保険料を完納していることを考え併せれば、申立人が保険料を納付する意思を有し、付加保険料を含めて保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後を通じて申立人の住所及びその夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中から国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間は1回、かつ、2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2011

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年7月まで

昭和48年に会社を退職し、弟と一緒に事業を始めたため、国民年金に加入して保険料を納付していた。当時国民年金保険料は市役所窓口で納付していたと思うが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和48年9月以降は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行われており、申立期間は4か月と短期間である。

また、申立人は、昭和54年度以降の国民年金保険料納付期間のすべての期間において付加保険料を納付しており、納付意識は高かったと認められる。

さらに、申立人と一緒に事業を始めたと言われる弟は、申立人と同じ会社を同じ日に退職し、申立人と同じ時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認されるところ、申立人の弟は、申立期間の国民年金保険料を納付済みとされていることから、申立人も申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

国民年金制度が発足した昭和36年ごろ、自宅に国民年金の加入を勧めるパンフレットが届いた。それから、3か月又は4か月後に市役所の職員が勧誘のため自宅に来たが、その際は国民年金の加入を断った。しかし、後日、再びその職員が自宅に来た時には、将来のことを考え、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った際か、又は集金人が来た際ははっきりしないが、2か月分又は3か月分の保険料を納付したことを憶えている。その後、私又は私の妻は自宅に来ていた集金人に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、申立人及びその妻が、市の職員が自宅に来た時に国民年金の加入手続を行い、その後、集金人に保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、国民年金の加入手続を行った際の状況や保険料の納付状況について、鮮明に記憶しているとともに、申立人が居住する市では、申立期間当時、市の職員が未加入者を対象に加入促進を目的とした戸別訪問を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年12月ごろに夫婦連番で払い出されていることや、申立人は、申立期間以降の期間について、国民年金保険料を完納していることを考え併せると、申立人が、国民年金の加入手続を行っておきながら、当初の保険料を納付しなかったとは考え

難く、かつ、申立期間当時の納付周期が3か月であったことを踏まえると、申立人が37年10月から保険料を納付していたと考えるのが合理的である。

2 一方、申立人は、2か月分又は3か月分の国民年金保険料を集金人に定期的に納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和37年12月ごろに夫婦連番で払い出されており、集金人は過年度納付の保険料を取り扱っていなかったことや、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いと述べていることを考え併せると、申立期間のうち、36年4月から37年9月までの期間については、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

国民年金制度が発足した昭和36年ごろ、自宅に国民年金の加入を勧めるパンフレットが届いた。それから、3か月又は4か月後に市役所の職員が勧誘のため自宅に来たが、その際は国民年金の加入を断った。しかし、後日、再びその職員が自宅に来た時には、将来のことを考え、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った際又は集金人が来た際ははっきりしないが、半端な2か月分又は3か月分の保険料を納付したことを憶えている。その後、私又は私の夫は自宅に来ていた集金人に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、申立人及びその夫が、市の職員が自宅に来た時に国民年金の加入手続を行い、その後、集金人に保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、国民年金の加入手続を行った際の状況や保険料の納付状況について、鮮明に記憶しているとともに、申立人が居住する市では、申立期間当時、市の職員が未加入者を対象に加入促進を目的とした戸別訪問を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年12月ごろに夫婦連番で払い出されていることや、申立人は、申立期間以降の期間について、国民年金保険料を完納していることを考え併せると、申立人が、国民年金の加入手続を行っておきながら、当初の保険料を納付しなかったとは考え

難く、かつ、申立期間当時の納付周期が3か月であったことを踏まえると、申立人が37年10月から保険料を納付していたと考えるのが合理的である。

2 一方、申立人は、2か月分又は3か月分の国民年金保険料を集金人に定期的に納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和37年12月ごろに夫婦連番で払い出されており、集金人は過年度納付の保険料を取り扱っていなかったことや、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いと述べていることを考え併せると、申立期間のうち、36年4月から37年9月までの期間については、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 年から 46 年 3 月まで

昭和 42 年 10 月の結婚以来、国民年金保険料の納付は、妻が二人分を市の行政センターで国民年金手帳により毎月納付してきた。保険料は昭和 42 年当時 200 円ほどであったが、申立期間は 400 円余りに上がっていた。いつも二人分を一緒に納付してきたのに私の分だけ申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を市の行政センターで毎月、国民年金手帳により納付してきたとしているところ、申立期間当時、国民年金手帳により市の行政センターで毎月、納付することが可能であったことが確認でき、申立人が記憶している保険料納付額も実際の保険料額とほぼ一致しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は 9 か月と短期間であり、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたとしているところ、申立期間の妻の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、特段生活上の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間、52年1月から同年3月までの期間及び同年7月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年10月まで
② 昭和38年2月
③ 昭和47年4月から48年3月まで
④ 昭和52年1月から同年3月まで
⑤ 昭和52年7月から53年3月まで
⑥ 昭和58年5月から平成元年12月まで

申立期間①及び②について、私の夫は、私と結婚する前の国民年金制度発足当時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。また、申立期間③、④及び⑤の国民年金保険料については、私が夫と結婚した後、私が自宅に来ていた集金人に納付していた。その際、私の手持現金が不足していた時には、私の自宅の向かいに住んでいた私の実母に支援してもらい、国民年金保険料を未納が無いように納付していたことを憶えている。さらに、申立期間⑥の国民年金保険料については、私が金融機関で納付していたはずである。申立期間①から⑥までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③、④及び⑤について、申立人の妻は集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間③、④及び⑤当時、申立人の妻が居住していた地域には集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、納付したとする保険料額も当時の金額におおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金保険料の納付に当たり、申立人の妻が支援を受けていたとする妻の実母は、申立期間③、④及び⑤当時、申立人の妻の自宅の向かいに居住していたことが確認できるとともに、妻の実母は国民年金に加入していた申立期間③における国民年金保険料が納付済みとなっている上、その実母は、「当時、私の娘（申立人の妻）は、私の自宅にも来ていた集金人に申立人の国民年金保険料を未納が無いよう納付していた。娘の手持現金が不足していた際には私が支援していた。」旨証言しており、その当時、申立人の実母と同居していた妻の実兄は、「当時、私の実母は、義弟（申立人）が妹（申立人の妻）より9歳年上であったこともありその将来を心配して、妹夫婦は国民年金保険料を未納が無いように納付している、と話しているのを聞いたことがある。」旨証言している。

さらに、申立期間③、④及び⑤の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間③、④及び⑤が未納とされているのは不自然である。

- 2 一方、申立期間①及び②について、申立人の妻は、申立人が国民年金制度発足当時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人の妻は、申立人と結婚する前の期間であったこともあり、申立人の国民年金の加入手続や保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の最初の国民年金手帳記号番号は、昭和42年2月に払い出されており、その時点では申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間⑥については、申立人が昭和58年5月に会社を退職して厚生年金保険を脱退し、国民年金の資格再取得手続を行った際の状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が、これらの申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間、52年1月から同年3月までの期間及び同年7月から53年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和40年6月から41年3月まで

昭和37年12月ごろ、私の父親が国民年金の加入手続を行い、その時に、36年4月から加入手続をするまでの期間についての国民年金保険料は、父親が納付したはずである。その後の保険料についても、父親が納付したと思う。

昭和40年に転居し、その後夫婦で理容店を開業してからは、私が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。

申立期間①及び②とも、保険料を納付しているはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日からみて、申立人が国民年金加入手続を行ったのは、昭和40年7月ごろと推認されるところ、加入手続を行ったにもかかわらず、その直前直後の申立期間②が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②は、10か月と短期間であり、その前後の期間については、国民年金保険料が納付済みとされている。

2 一方、申立期間①については、申立人は、前述のとおり、昭和40年7月ごろに国民年金加入手続を行ったものと推認されるが、その時点では、申立期間①の一部は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、申立期間①の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 6 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2017

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から43年3月までの期間及び平成9年10月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から43年3月まで
② 平成9年10月から同年11月まで

私の父親は、昭和36年1月に村役場で私の両親と私の国民年金加入手続きを行い、三人の国民年金保険料を納付していた。私が昭和38年7月に結婚してからは、金融機関に勤務していた私の夫が私の国民年金保険料を納付してくれており、申立期間①の国民年金保険料については、夫が生前に全額納付していると話していた。また、申立期間②の国民年金保険料については、夫が金融機関を退職した後、私が区役所で国民年金の第3号被保険者から強制加入被保険者への切替手続きを行い納付していたのに、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、結婚後も国民年金に任意加入している期間があるとともに、申立期間以外の国民年金保険料はすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続きも適切に行っているなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

2 申立期間①について、申立人は、申立人が結婚した後の国民年金保険料はその夫が納付していたと主張しているところ、申立人は結婚した直後の昭和38年7月に国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者への切替手続きを行っていることが確認できるとともに、申立人の国民年金手帳では、38年7月、同年8月及び39年1月に、38年7月から39年3月までの保険料を納付していることが確認でき、結婚後も国民年金に任意加入し、

その後も保険料を継続して納付していた申立人が、任意加入中の期間の途中である申立期間①の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

また、申立人は、申立人の夫が生前、「国民年金保険料は全部納付しているから安心していいよ。」と言っていたことを鮮明に記憶しており、かつ、申立人の夫は同一金融機関に継続して勤務しており、申立人の申立期間①の保険料を納付するのに十分な資力があつたことが推認される。

3 申立期間②について、申立人はその夫が金融機関を退職した後、申立人自身が国民年金の第3号被保険者から強制加入被保険者への切替手続を区役所で行い、国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、当該手続が行われていることが確認でき、申立期間直後の平成9年12月から10年3月までの保険料が10年2月に納付されていることから、同じくその時点で納付可能であつた申立期間②の保険料が未納となっているのは不自然である。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和37年7月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月27日から同年8月1日まで

昭和37年7月27日にA社本店に転勤したが、年金記録を確認したところ、同年7月27日に同社B支店において資格喪失、同年8月1日に同社本店において資格取得となっていた。

私は、昭和28年4月1日から60年6月30日まで継続してA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社員台帳、人事調書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年7月27日に同社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本店に係る昭和37年8月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月28日から同年3月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和46年2月28日に資格喪失し、同年3月1日に資格取得となっているが、私は、同じ会社の営業所から本社に転勤しただけであり、空白が生じるはずが無い。申立期間を、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する当時の人事異動に関する資料の写し及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務していた（昭和46年3月1日に同社B営業所から同社本社に異動）ことが確認できる。

また、A社の総務部長は「当時の給与関係の資料は保存していないが、申立人の雇用は継続しており、申立期間についても厚生年金保険料を控除していたはずである」と証言していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の標準報酬月額については、昭和46年1月のA社B営業所に係る社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失日について、昭和46年3月1日に届け出るべきとこ

ろを、同年2月28日として届け出たと認めている上、申立人の資格喪失日について、事業主がこれを昭和46年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）B事業所における資格取得日に係る記録を昭和29年11月15日に、また、同事業所の資格喪失日に係る記録を30年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和29年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

また、昭和30年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年11月15日から同年12月1日まで
② 昭和30年9月28日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無かった旨の回答をもらったが、転勤であり、同一会社に所属していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社から提出された人事記録から判断すると、申立人がA社に申立期間①及び②に継続して勤務し（昭和29年11月15日に同社C事業所から同社B事業所、30年10月1日に同社B事業所から同社C事業所へ異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和29年12月及び30年8月の社会保険事務所の記録から、申立期間①及び②共に1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料を保存していないことから申立期間①及び②共に不明としている。

しかし、申立期間①については、社会保険事務所の記録におけるA社B事業所の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和29年12月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を昭和40年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月16日から同年12月1日まで

私は、A社B製造所に在籍中、昭和40年11月16日付けでC社に出向した。社会保険庁の記録では、出向した日の昭和40年11月16日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。C社の在籍証明書を添付するので申立期間を被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管している人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和40年11月16日にA社B製造所から関連会社であるC社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年12月1日資格取得時の社会保険庁の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格喪失日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和48年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。事業主による証明書及び人事原簿の写しを提出するので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在籍証明書、人事原簿の写し及び健康保険組合の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間に継続してA社に勤務（昭和48年2月1日に同社B本社からC本社に転勤）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年12月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は履行したとしているが、事業主が資格喪失日を昭和48年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行っ

たものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から5年10月16日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、平成4年11月1日から、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した5年10月16日までの標準報酬月額が53万円から8万円に引き下げられている。

しかし、そのように給与が大幅に減額された事実は無く、標準報酬月額が大幅に減額されていることに納得できない。

給与明細書と解雇通知書の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年10月16日の後の同年10月27日付けで、4年11月1日に遡^{そきゆう}及して標準報酬月額が8万円に引き下げていることが確認でき、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、事実に反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業場における資格喪失日に係る記録を昭和33年1月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月21日から33年1月10日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。A社B事業場の被保険者資格が昭和31年12月21日喪失となっている当時は、結婚して姓が変わったところであるが、結婚後も継続して同事業所に勤務していたため、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員台帳、辞令原簿の写し及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間に継続して同社に勤務し（昭和33年1月10日に同社B事業場C出張所から、関連会社であるD社に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年11月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は納付したとまでは言えないとしているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会に

おいても、社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主が、昭和31年12月21日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る31年12月から32年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和43年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月21日から同年4月21日まで

私は、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和41年4月1日にA社に入社し、43年2月21日にB社へ異動となった。異動日から2か月間の年金記録が無いのは納得できない。在籍証明書を提出するので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社保管の社会保険台帳、人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に申立期間、継続して勤務し（昭和43年2月21日にA社から関連会社B社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年10月26日に厚生年金被保険者の資格を取得し、26年2月3日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月26日から26年2月3日まで

私は、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和24年10月26日から26年2月1日までの期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無く、昭和26年2月3日が資格取得日となっている旨の回答を得た。

昭和24年10月26日より34年1月6日までの期間、一貫してA県内にある駐留軍施設B部に勤務しており、途中で仕事内容の変更は無かった。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

管轄防衛施設事務所に保存されていた「連合国軍関係常用使用人登録票」には、申立人を昭和24年11月1日に採用し、26年2月1日にC渉外労務管理事務所に配転したとの記録がある。

また、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、申立人が、申立期間中に駐留軍施設B部（以下「D部隊」という。）で勤務していたと証言しており、申立人は、同部隊に継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するD部隊の厚生年金保険被保険者名簿には、資格取得日が昭和24年10月26日、資格喪失日が26年2月3日の申立人と同姓同名で同じ生年月日の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 24 年 10 月 26 日に資格取得し、26 年 2 月 3 日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、社会保険事務所が保管する D 部隊の被保険者名簿により、申立期間に係る標準報酬月額は、8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和25年6月21日に、同社C事業所における資格取得日に係る記録を29年5月11日に訂正し、25年6月から同年8月までの標準報酬月額を7,000円、29年5月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月21日から同年9月21日まで
② 昭和29年5月11日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和22年2月20日から30年1月11日まで、継続して勤務していたが、申立期間①及び②の期間について、社会保険庁の記録では空白になっていたため、調査して訂正してほしい。

A社の事業所間の転勤の前後では、ずっと同じに給料をもらっていたし、住所についても、ずっと事業所の敷地内にある職員寮に住んでいた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の当時の同僚の証言により、申立人が申立期間①及び②において、同社の事業所間の異動があったものの、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の当時の給与計算事務の担当者によると、「A社にはC事業所とB事業所の2つの事業所があり、厚生年金保険に係る届出はそれぞれの事業所が別々に行っていたが、給与計算事務についてはC事業所が一括して行っており、継続して同社に勤務していたのであれば、たとえ事業所間の異動があったとしても、退職しない限り厚生年金保険料は給与から控除され続けているはずである」と証言している。

さらに、同僚は「申立人は、申立期間において事業所間の異動はあったが、勤務形態や業務内容に変更は無かった。また、申立人は、社員のみが利用できる同社の職員寮で生活していた」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 25 年 9 月及び 29 年 6 月の社会保険事務所の記録から、25 年 6 月から同年 8 月までの標準報酬月額を 7,000 円、29 年 5 月の標準報酬月額を 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に解散している上、事業主の所在も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成2年11月21日から3年12月26日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（36万円）であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成3年12月26日から4年4月1日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を4年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月ごろから同年11月21日まで
② 平成2年11月21日から3年12月26日まで
③ 平成3年12月26日から4年3月ごろまで

社会保険事務所の記録では平成2年11月21日から3年12月26日までしか記録がないことになっているが、私は、2年3月ごろから4年3月ごろまで、A社で社長の運転手として勤務していた。申立期間①及び③について被保険者期間として認めてほしい。また、私のA社での給料の額は、平成2年11月ごろからは約36万円だったにも関わらず、退職した後に標準報酬月額が15万円に改ざんされている。申立期間②における標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する36万円と記録していたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日

(平成3年12月26日)の後の平成4年5月8日付けで、2年11月21日にさかのぼって標準報酬月額を15万円に引き下げられている。

また、申立人と同様に、標準報酬月額の記録をさかのぼって減額処理されている者が申立人を除いて11名存在していることが確認できる。

このような事務処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円と訂正することが必要と認められる。

申立期間③について、雇用保険の記録から、申立人の離職年月日は、平成4年3月31日であることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録では、A社は平成3年12月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が4年5月8日になされ、14名が、厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、i)3年12月26日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失していた記録をさかのぼって訂正されている者が3名存在していること、ii)当該訂正処理前の記録から、3年12月26日以降も同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所に該当しなくなったとする処理を、社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年12月26日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である4年4月1日であると認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、平成3年10月の社会保険庁の記録から、36万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、当時A社に在籍していた社員2名から申立人が勤務していた旨の証言は得られたが、雇用保険の被保険者資格取得年月日は、厚生年金保険被保険者取得日と同日である平成2年11月21日となっている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2018

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、毎月私の妻が金融機関を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと聞いている。金融機関は、私の妻によると、銀行だったり郵便局だったりするため、特定できないとしている。昭和 60 年 4 月に転居先の市に転入した際の住民基本台帳上の転入日の記録と、社会保険事務所の住所変更日とに相違があるため、この間の納付記録が紛失してしまったのではないか。私は、同市に転入した際、住職に就任したので経済状況に問題はなく、私の妻が、私の分もまとめて保険料を納付したと記憶しているので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から申立期間の保険料の納付状況についての具体的な証言を得られず、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付記録がない理由として市の住民基本台帳における転入日と社会保険庁の住所変更日の記録が相違していることを根拠としているが、住民票の転入転出届と、国民年金の住所変更とは、その記録の根拠となる届出自体が異なっているものであることから、その相違をもって納付記録に係る行政側の過誤があったとは言えない。

さらに、申立人は、申立人の妻が昭和 60 年 4 月に転居先の市に転入届を提出した際に、国民年金の住所変更手続きも行い、その後、申立期間の保険料を毎月金融機関で納付したとしているところ、転入届は同年 4 月に提出していることが確認できるものの、社会保険庁の記録では、同年 5 月に不在決定、

63年9月に不在判明（不在だったものの住所が判明したという意味）、同月住所変更とされていることから、申立人の妻は転居当時の60年4月頃は国民年金の住所変更手続きを行わず、その後、63年9月になって同手続きを行ったこととされており、一方、納付記録では、63年4月から平成元年1月までの保険料を元年2月に一括して納付したとされており、以上を考え併せると、昭和63年9月に国民年金の住所変更手続きを行い、その後保険料を一括して納付したものと考える方が自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2019

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を毎月自分で金融機関を通じて納付したと記憶している。金融機関は、銀行だったり郵便局だったりするため、特定できない。昭和 60 年 4 月に転居先の市に転入した際の住民基本台帳上の転入日の記録と、社会保険事務所の住所変更日とに相違があるため、この間の納付記録が紛失してしまったのではないか。私の夫が同市に転入した際、住職に就任したので経済状況に問題はなく、確かに保険料を納付したと記憶しているので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から申立期間の保険料の納付状況についての具体的な証言を得られず、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付記録がない理由として市の住民基本台帳における転入日と社会保険庁の住所変更日の記録が相違していることを根拠としているが、住民票の転入転出届と、国民年金の住所変更とは、その記録の根拠となる届出自体が異なっているものであることから、その相違をもって納付記録に係る行政側の過誤があったとは言えない。

さらに、申立人は、昭和 60 年 4 月に転居先の市に転入届を提出した際に、国民年金の住所変更手続も行い、その後、申立期間の保険料を毎月金融機関で納付したとしているところ、転入届は同年 4 月に提出していることが確認できるものの、社会保険庁の記録では、同年 5 月に不在決定、63 年 9 月に不在判明（不在だったものの住所が判明したという意味）、同月住所変更とさ

れていることから、申立人は転居当時の 60 年 4 月頃は国民年金の住所変更
手続を行わず、その後、63 年 9 月になって同手続を行ったこととされており、
一方、納付記録では、63 年 4 月から平成元年 1 月までの保険料を元年 2 月に
一括して納付したこととされており、以上を考え併せると、昭和 63 年 9 月
に国民年金の住所変更手続を行い、その後保険料を一括して納付したものと
考える方が自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

神奈川国民年金 事案 2020

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から57年3月まで

私は、夫の海外転勤が決まり、家族で長期駐在となるため、父親に勧められて国民年金に任意加入することとした。不在の間の国民年金保険料の納付については、私の父親に託していたにもかかわらず、昭和54年10月に国民年金被保険者資格が喪失とされている。父親は亡くなっているため、申立期間当時のことについて確認することはできないが、納付に必要な金銭については、事前に父親に渡しており、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、家族で海外に駐在していたため、その父親に、必要な金銭を渡して国民年金保険料の納付を託していたにもかかわらず、昭和54年10月に国民年金の被保険者資格が喪失とされ、申立期間が未加入とされていることに納得がいかないと主張しているところ、昭和61年3月以前の国民年金法では、日本国籍を有する20歳から64歳までの者が海外に在住している場合は、任意加入者を含め同法の適用除外とされていることから、申立期間は、申立人が国民年金の被保険者となり得る期間ではない。

また、申立人の国民年金手帳及び特殊台帳のいずれにおいても昭和54年10月に被保険者資格喪失とされており、特殊台帳の納付記録も同年9月までが納付済みとされ、それ以降の欄が空白とされていることが確認できることから、申立期間当時に申立人の被保険者資格喪失手続が行われたことが推認される。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、亡くなっていることから申立期間の保険料納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2021

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から53年2月まで

私は、結婚するために、昭和44年12月にそれまで勤めていた会社を退職して厚生年金保険を脱退した後に国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、加入手続を行った場所、納付金額などの記憶が不明確であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和44年12月に会社を退職し厚生年金保険を脱退した後に国民年金に任意加入し保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は53年3月に払い出されていることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料が納付できない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2022

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 59 年 3 月まで

私は、結婚前に国民年金に加入して国民年金保険料を納付、結婚後についても任意加入をして継続的に保険料を納付していた。昭和 56 年ごろ国民年金保険料を納付しなかったところ、翌年になって集金人が納付勧奨に来たので、59 年ごろまで集金人に保険料を納付した。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の所持する国民年金手帳によれば、申立人は、昭和 57 年 3 月 12 日に国民年金の被保険者資格を喪失したとされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であるため国民年金保険料を納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2023

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 43 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 43 年 5 月まで

私は、昭和 37 年 3 月ごろ、動機は憶えていないが区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、丸顔の年配の集金人が、最初は毎月、後に 3 か月ごとに集金に来たので国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 37 年 3 月ごろに国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日からみると、申立人は、43 年 6 月ごろに国民年金の任意加入手続を行ったことが推認され、任意加入前で未加入期間とされている申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、昭和 35 年に現在の住所地に転居して以来、住所の変更がなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 46 年 3 月までの期間、53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間及び 57 年 4 月から平成 8 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで
③ 昭和 57 年 4 月から平成 8 年 7 月まで

申立期間①及び②について、私は、3 か月ごとに自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付していた。また、申立期間③については、昭和 57 年初めから患っていた夫の病気が治り、お金に余裕が出来たことから、同年 4 月から集金人に保険料を納付していたが、集金人制度が存在しなくなったからは、郵便局やコンビニエンスストアで納付書により保険料を納付していた。また、私が不在の時は、夫が代わりに保険料を納付していた。申立期間①から③までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、集金人に国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録欄で確認できる範囲では、昭和 43 年 4 月から同年 6 月までについては検認印が押されているものの、同年 7 月から 45 年 3 月までの欄には検認印が押されておらず、少なくともこの期間については、申立人が集金人に保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立期間③について、申立人は、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張していたが、その後、集金人制度が存在しなくなったからは、郵便局やコンビニエンスストアで保険料を納付していたと証言を変更するなど、申立期間③当時の保険料の納付状況が不明確である上、申立期間③当時、申立人が居住していた区では、コンビニエンスストアでは、保険料を納付す

ることができなかつたことが確認できる。

さらに、申立期間は、合計 217 か月の長期間に渡り、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①から③までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2025

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 36 年 5 月又は同年 6 月に市役所から集金人が訪れ、持参した黒っぽい赤色の手帳にスタンプを押していった。国民年金加入手続についての具体的な記憶は無いものの、これ以後 3 か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 5 月又は同年 6 月に集金人に最初の国民年金保険料を納付したとしているが、加入手続についての記憶が不明確であり、申立人の国民年金手帳記号番号は、41 年 4 月に申立人の夫と連番で払い出されていることから、申立内容と合致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 41 年 4 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができず、申立人は申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住していることから別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 25 日から 43 年 1 月 8 日まで

私は、社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 42 年 3 月 25 日から 43 年 1 月 8 日までの期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。41 年 4 月 1 日から 47 年 9 月 25 日までは、同じ会社に勤めており、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、A社に勤務していたことは、雇用保険の記録により推認できる。

しかし、申立当時にA社において厚生年金被保険者であった9名の厚生年金被保険者記録を調査したところ、申立人を除く5名の従業員についても申立人同様に被保険者期間の欠落がみられ、同社の事業主は、多くの従業員について一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、これらのA社の元従業員は、死亡、あるいは、連絡先が不明であり、申立人の申立期間に係る証言を得ることができなかった。

さらに、申立期間とその前後の被保険者記録が継続している者が1名だけ確認できるが、申立人は、「その者は、現場の総監督をしており、他の社員を取りまとめる役を担っていた」と述べている上、その者の弟や当時の事業主の弟も、「同者は、他の従業員より長く勤務していた」旨を証言していることから、その者については、厚生年金保険の加入について、ほかの従業員と異なる取扱いがなされていたと考えられる。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月から同年 6 月 26 日まで
② 昭和 32 年 9 月 1 日から 34 年 2 月まで

A社に昭和 32 年 2 月から 34 年 2 月まで継続して勤務していたのに、社会保険庁の記録では、32 年 6 月 26 日から同年 9 月 1 日までしか、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、申立期間において健康保険整理番号に欠番が無い上、申立人の厚生年金被保険者資格の取得日は昭和 32 年 6 月 26 日になっており、手続に不自然な形跡も見受けられない。

また、申立人の勤務実態を確認できる、当時の同僚などの証言、資料等も得られない。

申立期間②については、A社は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間始期の昭和 32 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、昭和 32 年 9 月 1 日以降も同社に勤務していたと証言をしている同僚 2 名への照会では、申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する具体的な証言は得られなかった。

申立期間①及び②について、給与明細等、申立人が申立期間に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の役員等の証言を得ることもできず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月31日から同年6月5日まで
② 昭和26年10月6日から27年9月10日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、上記申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。

申立期間①及び②はAの仕事をしていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、勤務実態を確認することができない。

また、当時、B 渉外労務管理事務所が行っていた従業員の労務管理記録を現在保管しているC 及びD 防衛事務所に照会したところ、申立人の申立期間に係る加入記録は確認できない。

さらに、申立人がB 地区のAで継続雇用されていたと主張する昭和24年4月1日から33年10月1日までについて、社会保険事務所の記録では、申立人は複数回厚生年金保険の被保険者資格の得喪が行われている。一方、B 渉外労務管理事務所が作成した被保険者カードを確認したところ、同カードの記載内容は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の内容とほぼ一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 1 日から 31 年 9 月 10 日まで
厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。A店舗に昭和 29 年 9 月 1 日から 31 年 9 月 10 日まで勤務していたので、当該期間を被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

所在地の市役所の職員の証言から、申立人が勤務していたと主張するA店舗が存在していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A店舗の事業主は、既に死亡しており、申立てに係る事実を確認できる証言等を得ることができない。

さらに、申立人は、A店舗の正式名称及び同僚等の氏名を記憶していない上、申立期間に係る勤務実態を確認できる資料は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月20日から43年3月1日まで
社会保険事務所に年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。昭和39年から59年に退職するまで、申立期間も含めてA社に継続して勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和39年10月21日から申立期間も含めてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚及び上司の証言から、申立人は、申立期間に厚生年金保険被保険者資格の適用条件を満たす勤務であったことが推認できる。

しかし、申立人は給料明細書等の資料を所持しておらず、A社においても、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないことから、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

また、A社の社会保険手続きの担当者は「平成に入り、就業規則に社会保険について明記するまでは、社会保険の加入については、配偶者の家族手当の支給対象者や健康保険の被扶養者となっている等の個別の理由により、社会保険の加入条件を満たす者でも、本人の希望により加入させていなかった」と証言している。

さらに、申立人の夫の源泉徴収票では、申立人は、昭和38年から43年ま

では配偶者控除対象者となっていることが確認できることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者となっていなかったことが推認できる。

加えて、申立人の夫が勤務する事業所が加入していた健康保険組合の担当者は「税制上の配偶者控除の対象になっている場合、当該配偶者が自営業者である場合を除いて、健康保険の被扶養者としている」と証言していることから、申立人は、申立期間は健康保険の被扶養者であったことが考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年8月31日まで
昭和20年4月1日から同年8月31日まで、A社B工場に養成工として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当該期間についても被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B工場に勤務していたことは、申立人が名前を記憶しており、一緒に入社した同級生の証言から推認できる。

しかし、A社に照会を行ったところ、「終戦時における当該工場の厚生年金加入者名簿には申立人及び同級生の氏名は無い」との回答があった。

また、申立人が記憶していた同級生の氏名は、社会保険事務所が保管する当該工場の厚生年金保険被保険者名簿及び氏名索引簿には存在せず、申立人の氏名も同名簿及び同索引簿には見当たらない。

さらに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無い上、申立期間にかかる申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月 7 日から同年 5 月 1 日まで

社会保険庁の記録によればA社の厚生年金保険の資格取得日は、昭和 22 年 5 月 1 日からとなっているが、私が所持している厚生年金保険被保険者証の資格取得日は、同年 4 月 7 日と記載されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚から聴取したところ、「入社日は記憶していないが、申立人と同日に入社した」旨の証言があり、その同僚のA社における資格取得日確認したところ、昭和 22 年 5 月 1 日となっていることが社会保険事務所の記録から確認できる。

また、申立期間にA社に勤務していたことは、申立人が当時の状況を記憶していることから推認できるが、厚生年金保険料が控除された事実を確認できる給与明細書等の関係資料は無い。

さらに、申立人は、申立期間当時、給料から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについての記憶が曖昧であるほか、A社においても、申立期間当時の社員の記録を保管していないことから、厚生年金保険料を給与から控除していたか否かについて、不明であると回答している。

なお、申立人は、資格取得日は、厚生年金保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）に記載されている「初めて資格を取得した年月日」である昭和 22 年 4 月 7 日である旨を主張するが、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に資格取得した者はおらず、

申立人及び同僚の資格取得日は同年5月1日と記載されている上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者番号払出簿においても、申立人の被保険者番号の資格取得日は、同年5月1日であることが確認できることから、36年10月19日に再交付された被保険者証に記載されている日付を取得日と判断するのは困難である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 ごろから同年 9 月 1 日まで

私は昭和 31 年 3 月 8 日に前の職場を辞めて、知人の引抜きにより一週間以内にA社に入社し、旋盤工として働いた。

しかし、社会保険事務所の記録では、昭和 31 年 9 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得したことになる。それまでの経験を基にして入社したので、この期間が抜けているのは納得がいかず、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

数名の同僚の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に、前職の経験を基に旋盤工として勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社は、昭和 31 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社の事業主以下申立人を含む 30 名が同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立期間は適用事業所ではなかったものと考えられる。

さらに、当時の同僚のうち 1 名が、「A社は、昭和 27 年 3 月に私が入社した当時は、健康保険も厚生年金保険にも入っておらず、数年して私の父が健康保険に入れていないことについて、会社に抗議をしてから厚生年金保険にも入るようになった。また、手元に保管している給与明細書を確認したが、私の入社時から 31 年 8 月まで社会保険料の控除はされていなかった」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月31日から49年4月1日まで
社会保険庁の記録によると、昭和48年8月31日から49年4月1日までの期間における被保険者期間が欠落しているが、私は、A社には35年7月1日に入社し、56年3月27日まで継続勤務していた。

保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、事業主も欠落期間につき継続勤務を認めているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和35年7月1日に資格取得、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったことに伴い48年8月31日に資格喪失し、その後再び同社が新規適用事業所になった49年4月1日に資格取得したことが確認でき、同社が申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

このほか、当時の同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 20 日から 40 年 3 月 16 日まで
社会保険庁保管の記録によると、昭和 37 年 9 月 20 日から 40 年 3 月 16 日までの期間における被保険者期間が欠落しているが、私は、当該期間は A 社（後に、B 社。）で働いていた。会社の中に寝るところがあり、賄いのおばさんがいた。保険料を給料から控除されていたので、当該期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 40 年 3 月 2 日に B 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している申立人の妻は「申立人は B 社に、自分よりも遅れて入社した」、と供述している上、この記憶から、「申立人は A 社から別会社に転職後、B 社に入社したかもしれない」とも証言している。

また、申立人が「前任者または後任者である」と述べている者には、社会保険事務所の記録では、A 社及び B 社での厚生年金保険被保険者期間が無い。

さらに、A 社及び同社の施設や人材等を引き継いだ B 社は、既に解散していることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無い。

加えて、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

このほか、申立期間に係る当時の同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 4 日から 34 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録がなかった。

昭和 32 年 9 月の初めまで C 社に勤めていたが、A 社（現在は、B 社）で臨時工の募集があり、当時、A 社に勤めていた実兄の勧めもあつたことから、同年 9 月から臨時工として勤務した。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和 34 年 8 月からの一月のみとなっているのは納得できない。

毎月の給与から厚生年金保険の保険料も控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社が保管している入職簿（臨時工として採用された者の名簿）及び退職者名簿から、申立期間 A 社に臨時工として在籍していたことが確認できる。

しかしながら、申立人と同日付けで資格取得（昭和 34 年 8 月 1 日）となっている者で、連絡の取れた 4 名のうち 3 名からは、申立人と同様に臨時工として入社し、2、3 年後に正社員として社員登用され、厚生年金保険に加入したと思うとの証言があり、そのうち 1 名からは、臨時工であった期間、健康保険及び失業保険の保険料は引かれていたが、厚生年金保険の保険料は引かれていなかったとの証言があつた。

また、A 社が保管している入職簿から、失業保険と日雇健康保険と思われる

保険料の控除に関する欄は確認できるが、厚生年金保険の保険料控除に関する欄が無いことから、同社は、臨時工であった期間は、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで
平成 20 年 7 月に届いた「あなたの加入記録」を見て、A社で勤務した時の厚生年金保険について、脱退手当金を受給したことになっていることを初めて知った。最初に勤務したB社は、結婚のための退職で、脱退手当金を受給したかもしれないが、A社に入社した時は、ずっと働き続けるつもりでいたので、脱退手当金は受け取っていない。調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前に勤務した期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと述べているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情も無い。

また、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間と、それ以前の期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。